

浄化槽の積極的な整備推進に向けて

全国浄化槽推進市町村協議会事務局長

久川 和彦



令和2年4月施行の改正浄化槽法は従来の市町村設置型浄化槽を公共浄化槽と位置付けることによって、下水道と同様に市町村の責任で地域の汚水処理を推進し、平成26年1月の3省合同通知で示された「汚水処理の10年概成」を後押しする法改正であると期待しておりました。すなわち単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換や自治体による公共浄化槽を推進する浄化槽処理促進区域の設定を進めていくことです。ところが昨年度から(本稿執筆時点)コロナ禍の「未曾有の災禍」によって全世界の活動が停滞に追い込まれています。浄化槽の分野でも私の期待した動きは止まっていることに忸怩たる想いでおります。

そうはいつても、人々の日々の営みは行われ、たとえ休業要請が発動されても浄化槽の使用は止まることなく、浄化槽が適正に運転されることを任された浄化槽管理者や指定検査機関の方々はこのような状況でも今までどおり業務をこなされていると思います。

今月号の51人槽以上の「浄化槽の構造・機能と維持管理のポイント」は「未曾有の災禍」がなければ、全国に共同浄化槽の設置が進み、維持管理者の方々には、まさに当を得た企画であった筈です。

私事ではございますが、公益財団法人日本環境整備教育センター在籍中は浄化槽の技術者の養成のほか、市町村の生活排水処理計画策定のお手伝いをさせていただきました。そして4月から全国浄化槽推進市町村協議会事務局長の役を仰せつかりましたことで、表題に掲げた「浄化槽の積極的な整備推進」のお手伝いをより近いところからできると思っております。

幸い、就任してからそれ程経過しておりませんが、いくつかの市町村からは市町村研修会の要望もあり、また「特定既存単独処理の合併転換に向けた手法」について公益財団法人日本環境整備教育センターと連携しながら情報発信もしていきたいと思っており、これから徐々に新しい日常へシフトしていくことを期待しています。

浅学非才ではございますが 浄化槽整備推進のために全力を尽くし、また皆様のご期待に添えますよう努力致す所存でございますので何とぞ格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(「月刊浄化槽」編集委員)